

第5期 雲南市農業委員会第22回総会議事録

1. 日 時 平成28年4月21日(木) 14:30~15:50

2. 場 所 下熊谷交流センター 多目的ホール

3. 出席委員(33名)

1番 渡部洋一	2番 高尾茂通	3番 岡田康弘	5番 片寄健治
6番 日野一夫	7番 鳥谷悦雄	8番 高橋敬二	9番 永井尚二
10番 周藤寛洲	11番 藤原修至	12番 橋本 博	13番 松原利廣
14番 高田 耕	15番 青木征温	16番 内部武雄	17番 柳原昌広
19番 白築美雄	20番 中西康一	21番 嘉本輝雄	22番 渡部満憲
23番 鶴原能也	24番 廣澤幸博	25番 錦織邦男	26番 岡田 伸
27番 持田明典	28番 川上蘆求	29番 山本裕子	32番 小田久義
33番 藤原 好	34番 山本博子	35番 宇都宮敏章	36番 石橋義明
37番 加藤一郎			

4. 欠席委員(3名) 18番 白築 進 30番 高島幹雄 31番 陶山直利

遅刻届出委員(1名) 4番 竹内 勉

5. 事務局又は説明者 統括監 日野 誠 事務局長 長妻英文
統括主幹 女鹿田比文 主 幹 白築 香
主 幹 大塚雄彦

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸報告

日程第3 議案の上程

- ・議第134号 農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認について
- ・議第135号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議第136号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- ・議第137号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- ・議第138号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

7. 議 事

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	定刻になりました。 ご起立ください。

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	一同互礼。 ご着席ください。
議 長	ただ今の出席委員は33名であります。 定足数に達しておりますので、雲南市農業委員会第22回総会を開会いたします。 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。
議 長	日程第1、議事録署名委員の指名を行います。 議事録署名委員は、会議規則第13条の規定により、7番鳥谷悦雄委員、8番高橋敬二委員を指名します。
議 長	日程第2、諸報告を行います。 事務局より説明を求めます。
事務局	<p>【諸届及び会務等について事務局より報告並びに説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について ・農地等返還通知（使用貸借解約）の受理について ・田畑転換届出の受理について ・農地法第4条第1項第8号（施行規則第32条第1号）届出書（農業用施設用地転用届出）の受理について ・会議等の報告事項について ・会議等の予定について
議 長	<p>以上で諸報告を終わります。</p> <p>それでは、諸報告について質問等がありましたら、挙手の上発言をお願いします。</p> <p>なお、発言をされる委員は、最初に議席番号とお名前をお願いいたします。</p> <p>質問はございませんか。</p> <p>（無しの声あり）</p>
議 長	無いようですので質問を終わります。
議 長	<p>日程第3、議案の上程を行ないます。</p> <p>それでは最初に、「議第134号 農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
事務局	議案書9ページ「議第134号 農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認について」説明します。

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>10ページをご覧ください。非農地証明申請が1件出ております。</p> <p>申請番号1番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿畑、現況荒廃農地で面積は257㎡、権利の種別は非農地証明で、所有者は〇〇市〇〇町の□□□□さん。非農地の事由は、「市外在住で放置してしまった結果、山林原野化してしまったため」ということです。確認委員は〇〇委員さんで3月30日に現地確認を行っております。</p> <p>非農地証明の対象となる農地についてですが、今回のこの土地は、長期間、耕作放棄したため、自然改廃した農地で、農地への復旧・耕作が困難な土地であるため、非農地証明して問題ないと考えております。</p> <p>以上、ご審議をよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば、説明をお願いいたします。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので次に質疑を行います。何か質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>次に、討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。</p> <p>お諮りいたします。「議第134号 農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認について」は、申請のとおり非農地として承認することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第134号 農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認について」は、申請のとおり非農地として承認することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、「議第135号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書 11 ページ「議第 135 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」説明をいたします。</p> <p>12 ページをご覧ください。2 件の申請が出ております。</p> <p>申請番号 1 番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿、現況とも畑で面積は 1,339 m²です。権利の種別は 3 条の無償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん。申請事由は、「事業経営が多忙になり管理できなくなったため、長年管理に協力してもらっている譲受人に譲渡する」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の△△△△さん。申請事由は、「申請地を譲り受け、農業経営を拡大する。」という事です。土地代につきましては長年、管理に協力してもらっていたということで無償ということでございます。確認は〇〇委員さんです。</p> <p>申請番号 2 番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿、現況とも畑で面積は 150 m²です。権利の種別は 3 条の有償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん。申請事由は、「譲受人の要望により譲渡する。」という事です。譲受人は、〇〇町〇〇の△△△△さん。申請事由は、「申請地が自宅と隣接しており農作業に都合がよいことから規模拡大を図る。」という事であります。土地代は 10 a 当り 80,000 円で、確認は〇〇委員さんです。</p> <p>以上、2 件の案件につきまして「周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、機械の保有、農作業の従事状況等からみて全ての農地について効率的に利用できるもの」と見込まれ、下限面積要件も満たしています。したがって、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えております。</p> <p>以上、ご審議をよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば、説明をお願いいたします。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですのでただ今、事務局から説明をいたしましたが、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無しと認めます。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>討論を終わります。</p> <p>お諮りいたします。「議第135号 農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第135号 農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することと決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、「議第136号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書13ページ「議第136号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について」説明をいたします。</p> <p>14ページをご覧ください。</p> <p>申請番号1番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿、現況とも田、面積は420㎡です。</p> <p>申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん。転用目的は農業用倉庫、駐車場及び資材置場で、農業用倉庫1棟33.95㎡、駐車区画4台分、資材置場90㎡を建設されます。</p> <p>転用理由は、「申請地の近くに農業用倉庫等の敷地があったが売却したため、新たに農業用倉庫等を確保するため。」とのことです。</p> <p>平成28年2月26日に農用地除外の許可が出ており、確認は〇〇委員さんです。</p> <p>農地区分は、「土地改良事業等の農業に対する公共投資の対象となった農地である」ことから、第1種農地と判断いたしました。許可条項は規則第33条第4号に規定する「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」の「集落接続」に該当すると考えます。</p> <p>申請番号2番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿 田、現況 畑、申請面積は9.00㎡です。</p> <p>申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん。転用目的は墓地で、墓碑1棟を建築されます。転用理由は、「現在の墓地は、自宅から少し離れており墓地への往来及び永代管理が困難であるため。」とのことです。</p> <p>平成28年2月26日に農用地除外の許可が出ており、確認は〇〇委員さんです。</p> <p>農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である」ことから、第2種農地と判断致しました。許可条項は、法第4条第2項第2号に規定</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>する「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない。」場合の「代替性なし」に該当すると考えます。</p> <p>申請番号3番 ○○町○○△△-△、地目は登記簿、現況とも畑、面積は8.99㎡です。 申請人は、○○町○○の□□□□さん。転用目的は墓地で、墓碑1棟を建築されます。転用理由は、「現在の墓地は急傾斜地の上にあり、参道は坂道で道幅も狭く墓参に不便なため申請地に移転新設する。」とのことです。 平成28年2月26日に農用地除外の許可が出ており、確認は○○委員さんです。 農地区分・許可条項は2番と同じです。</p> <p>申請番号4番 ○○町○○△△-△、地目は登記簿、現況とも畑、面積は81㎡です。 申請人は、○○町○○の□□□□さん。転用目的は駐車場で、駐車区画4台分を建設されます。転用理由は、「現在、息子が陶芸工房をしており、申請地を転用し来客用及び自家用の駐車場を新設したい。」とのことです。 第1種住居区域に指定されており、確認は○○委員さんです。 農地区分は用途が指定されていることから第3種農地と判断しました。第3種農地は原則転用可能となっております。</p> <p>申請番号5番 ○○町○○△△-△、地目は登記簿、現況とも畑、面積は407㎡です。申請人は、○○町○○の□□□□さん。転用目的は車庫・物置・進入路で、車庫1棟37㎡、物置1棟15.33㎡を建設されます。 近隣商業地域に指定されており、確認は○○委員さんです。 農地区分、許可条項は先ほどの4番と同じです。 以上、5件の申請についてご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば、説明をお願いいたします。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、ただ今事務局から説明をいたしました。質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので質疑を終わります。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>次に、討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。</p> <p>お諮りいたします。「議第136号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について」は、申請のとおり承認とし、県に進達することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第136号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について」は、申請のとおり承認とし、県に進達することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、「議第137号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書16ページ「議第137号 農地法第5条の規定による許可申請について」説明します。</p> <p>17ページをご覧ください。</p> <p>申請番号1番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△外2筆、地目は登記簿田・現況雑種地、面積は2,095㎡です。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、譲受人は〇〇町〇〇の△△△△さんです。転用目的は駐車場で、駐車区画42台分を建設されます。転用理由は、「既設の職員、公用車及び来客用の駐車場が保育園増設用地となり、駐車場の整備、確保を図るため。」ということです。始末書が提出されておりまして、「平成28年2月に整地を行ってしまった。」ということです。平成28年2月26日に農用地除外の許可が出ており、土地代は10アール当り477,000円、確認は〇〇委員さん、〇〇委員さんです。農地区分は、「土地改良事業等の農業に対する公共投資の対象となった農地である」ことから、第1種農地と判断いたしました。許可条項は規則第33条第4号に規定する「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」の「集落接続」に該当すると考えます。</p> <p>申請番号2番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿田・現況雑種地、面積は476㎡です。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、譲受人は〇〇町〇〇の△△△△さんです。転用目的は進入路・自動車置き場を整備されます。転用理由は、「自</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>動車関係の事業を営んでおり、申請地を譲り受け自動車置場と進入路を設置したい。」ということです。始末書が提出されておりました、「平成28年3月に事前着手してしまった。」ということです。平成28年2月26日に農用地除外の許可が出ており、土地代は10アール当り630,000円、確認は〇〇委員さんです。農地区分、許可条項は先ほどの1番と同じであります。</p> <p>申請番号3番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△外1筆、地目は登記簿畑・現況宅地、面積は447㎡です。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、譲受人は〇〇町〇〇の△△△さんです。転用目的は宅地拡張、宅地進入路及び車庫兼貸倉庫で、車庫兼倉庫1棟121㎡を建設されます。転用理由は、「宅地東側庭部分が狭いため、申請地を譲り受けて庭を拡張したい。また、宅地から市道への自己所有地の通路がないため、通路と車庫兼貸倉庫の敷地としたい。」ということです。始末書が提出されておりました、「昭和60年頃に倉庫兼作業場を建築してしまった。」ということです。農用地区域外で都市計画区域内の第1種住居地域に指定されております。土地代は10アール当り3,579,000円、確認は〇〇委員さんです。農地区分は「都市計画法に規定する用途地域が定められている地域内の農地である」ことから、第3種農地と判断しました。第3種農地は、原則転用可能となっております。</p> <p>申請番号4番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△外3筆、地目は登記簿・現況とも畑、面積は1,048㎡です。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、譲受人は〇〇市〇〇町の(株)△△代表取締役△△△△さんです。転用目的は太陽光発電施設で、太陽光発電パネル156枚、309.04㎡を建設されます。転用理由は、「申請地に太陽光発電所を設置したい。」ということです。農用地区域外で、土地代は750,000円、確認は〇〇委員、〇〇委員さんです。農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である」ことから、第2種農地と判断致しました。許可条項は、法第5条第2項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない」場合の「代替性なし」に該当すると考えます。</p> <p>申請番号5番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿田・現況畑、面積は523㎡です。権利の種別は使用貸借で、貸付人は〇〇町〇〇の□□□□さん、借受人は〇〇町〇〇の△△△△さんです。転用目的は一般個人住宅及び倉庫で、住宅1棟77㎡、倉庫1棟110㎡を建設されます。転用理由は、「在来農業倉庫を縮小し、結婚後の居宅を新築したい。」ということです。農用地区域外で、賃借料は無償、確認は〇〇委員さんです。農地区分、許可条項は先ほどの4番と同じであります。</p> <p>以上5件の案件につきまして、ご審議をお願いします。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	ただ今、事務局から説明がありました。確認委員で補足説明があれば、説明をお願いいたします。
7 番	<p>7番〇〇です。1番の案件ですが、今年2月に整地をおこなったとありますが、△△△さんは〇〇福社会の代表であり、〇〇保育園と老人ホームの経営者です。37ページの地図を見てもらいますと、3筆を駐車場として利用したいということです。新しい乳児保育の施設を△△-△に造設分園し、既に3月20日に竣工が終わっております。それまでに駐車場をいっしょに間に合わせたい考えで、去年から話がありました。大量の残土が出てきたということで話がありまして、まだ全部整地が出来ておりません。同時進行で埋め立てを認めたということで、まだ完成はしておらず継続中です。△△-△と△△-△は完璧にできましたが、△△-△はまだ埋め立て中であり、このような訳ですがご審議のほどを宜しく申し上げます。</p>
8 番	<p>8番〇〇です。申請番号2番の始末書の件であります。私が確認した段階では泥が入っていませんでした。3月の中旬だったと思っておりますが、全く手が付けられていなかった訳ですが、事務局に申請が出た段階で行って見たら泥が入っていたということで、始末書を提出してもらうことになりました。現在の状況は44ページに写真が載っていますが、この状態からストップしています。△△さんから始末書が出ていますが、農振除外の手続きが完了したということで所有権移転登記を申請しようとしたら、未だ農地転用の申請がされていないという指摘を受けて、手続きを専門家に依頼したところ、その一方で業者に工事の見積もりを取りました。その後業者の方からちょうど残土が出たので入れさせてほしいとの申し出があり、田を畑にすることは届け出でいいという認識もあって、泥を入れるくらいは問題ないと安易な間違った認識のもとに、業者にいいですよと了解をしてしまったということです。理由はともあれ、転用の許可が下りていない状況で、無断で土を入れてしまって誠に申し訳なく、今後は農地法を遵守していきますというお詫びがありましたので、よろしくご協議のほどお願いいたします。</p>
6 番	<p>6番〇〇です。3番目の案件ですが、パトロールして再三指導してきたところですが、この度5条申請を出したものです。〇〇の△△-△番地と△△-△番地の通路及び車庫兼貸倉庫工事については昭和60年ごろに当時建具店を営んでいましたが、〇〇〇〇さんが建具店兼倉庫として建てられ、一部を駐車場と資材倉庫としておられました。その後平成10年に廃業で建具店をやめられて放置されておりましたが、3年前より〇〇の農事組合法人〇〇から依頼されて、現在農業用倉庫として貸し出されています。このたび所有者の□□さんから土地を譲っていただけることになり、宅地と市道との間に自己所有地の通路がなく建物も車庫兼貸倉庫として本人に移譲するため農地転用を勧めていただきました。約30年前に△△さんのおじいさんが転用されその後他人の所有地になりましたが、無断転用で放置していたことを深くお詫び申し上げますとともに今後はこのようなことがないように留意いたしますのでご寛</p>

発信者	議 事 録 要 旨
6 番	<p>容の措置を賜りますようお願いいたします。写真にあるように手前のアルミサッシのところが倉庫で、トラックが入っているのが駐車場、上の写真は宅地がありますが右の家が△△さんの住宅、ここの間が通路で買われたということです。宜しく申し上げます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>他にありませんか。ただ今事務局、確認委員から説明をいたしました。質疑はありませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので質疑を終わります。</p> <p>次に、討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。</p> <p>お諮りいたします。「議第137号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」は、申請のとおり承認とし、県に進達することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第137号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」は、申請のとおり承認とし、県に進達することに決定をいたしました。</p>
議 長	<p>次に、「議題138号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書19ページ「議第138号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」説明します。</p> <p>20ページをご覧ください。</p> <p>今回の案件は大東町7件、加茂町1件、木次町2件、三刀屋町4件、吉田町1件、掛合町1件の計16件申請されております。</p> <p>この全ての計画とも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である「全ての農用地を効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること」の要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上、ご審議よろしくお願い致します。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がございましたが、慣例により各町でご協議いただくこととします。</p> <p>15時40分まで、暫時休憩といたします。</p> <p>(休憩)</p>
議 長	<p>会議を再開します。</p> <p>先ほど、休憩中にご協議いただいた結果を、各町より発表していただきます。</p> <p>〇〇町より順次発表願います。</p>
9 番	<p>9番□□です。〇〇町7件、全て妥当と判断しましたのでご報告いたします。</p>
6 番	<p>6番□□です。〇〇町1件、全て妥当と判断しましたのでご報告いたします。</p>
24 番	<p>24番□□です。〇〇町2件、全て妥当と判断しましたのでご報告いたします。</p>
5 番	<p>5番□□です。〇〇町4件、全て妥当と判断しましたのでご報告いたします。</p>
4 番	<p>4番□□です。〇〇町1件、全て妥当と判断しましたのでご報告いたします。</p>
3 番	<p>3番□□です。〇〇町1件、全て妥当と判断しましたのでご報告いたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。ただ今、各町から発表のとおり、許可妥当ということですが、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>質疑を終わります。</p> <p>次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>「議第138号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」は、申請のとおり全て妥当として市長に報告することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第138号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」は、申請のとおり全て妥当として市長に報告することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。閉会といたします。</p>
事務局	<p>ご起立下さい。</p> <p>一同互礼。</p> <p>ご着席願います。</p> <p>次にその他事項に入ります。</p> <p>【その他事項】</p> <p>(1) 平成27年度農業委員会活動報告について</p> <p>(2) 平成28年度農業委員会予算について</p> <p>(3) 平成27年度雲南市農業委員会慶弔会計・会長交際費・事務局会計決算報告について</p> <p>(4) 監査報告</p> <p>(5) 平成28年度雲南市農業委員会慶弔会計予算（案）について</p> <p>(6) 平成28年度雲南市農業委員会の体制及び活動計画について</p> <p>(7) 平成28年度農林振興課予算について</p> <p>(8) 利用意向調査結果について</p>

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名委員

署名委員
